

## 衆議院予備的調査について

### ((六) 外務省独立行政法人評価委員会委員に関する部分)

平成19年12月17日

外務省大臣官房考査・政策評価官室

1. 当省を含む他各府省庁およびそれらの各府省庁所管法人からの金銭の支払いについて調査項目とされています。しかし、他府省からの金銭支払いに関する調査は、他の行政機関が知りうべきでない情報まで行政機関間で共有されることとなり、行政機関個人情報保護法の観点から問題が生じるおそれがあります。
2. また、当該評価委員が属する組織への金銭の支払いについては、当該評価委員の評価活動とは直接の連関性があるとは考えられないこと、当該組織の情報保護の観点から問題があります。
3. したがって、昨年と同様に、当該調査項目については当省並びに当省所管独立行政法人及び公益法人からの金銭の支払いについての調査とさせていただきます。(但し、公益法人については当省が所管する公益法人の数が多いだけでなく、当該法人が独自に金銭の支払いを行う場合、そもそも当省が把握することは困難であることから、委員本人に対する任意の調査を実施。)
4. なお、例年、一部の委員から金銭の支払いの調査の必要性について疑問の声が寄せられていることを申し添えます。